

鳥取市補助金カルテ

NO.	188	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8292
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市観光大学事業補助金				
概要	鳥取市観光大学運営委員会が実施する「鳥取市観光大学」の事業費補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在観光の推進				
創設年度	H22	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費
歳出事業名	観光ボランティア活性化事業費				
R7予算	617千円				
R7予算 積算根拠	鳥取市観光大学事業補助金 対象経費 1,139千円(事業費)－522千円(補助金以外の収入)				過去実績
					件数
					決算額 (千円)
					R6 (見込)
					1
					617
					R5
					1
					617
					R4
					1
					617
					R3
					1
					617
補助率・補助額	10分の10				上限額
					設定なし
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市観光大学運営委員会
交付要件	本補助金の交付の対象となる事業は、鳥取市観光大学とする。
対象経費	鳥取市観光大学の実施に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 独自財源を持たない団体の事業支援のため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-1 例年同規模の事業内容で開催するため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	整合性は満たすが、補助率引き下げができるようスキームを検討する（10/10補助を継続する以上は、事業内容の妥当性を精査し公平性に努めることが必要）
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	189	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8292
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市白兔周辺地域魅力創造事業補助金				
概要	白兔周辺地域魅力創造会議が行う観光客受入環境の整備やイベント開催、情報発信等の事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在観光の推進				
創設年度	R6	終期	R7年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費
歳出事業名	「恋人の聖地／白兔海岸」推進事業費				
R7予算	3,150千円				
R7予算 積算根拠	・スタンプラリー 2,000千円 ・白兔まつり 350千円 ・誘客イベント 500千円 ・多言語パンフレット作成 300千円				過去実績
					件数
					決算額 (千円)
					R6 (見込)
					R5
					R4
					R3
補助率・補助額	10分の10				上限額
特定財源	県費				
					設定なし

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	白兔周辺地域魅力創造会議
交付要件	白兔周辺地域魅力創造会議への交付
対象経費	委託料、備品購入費、印刷製本費、消耗品費、工事請負費、謝金、手数料、雑役務費その他補助事業の実施に直接必要と認められる経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 補助対象者である白兔周辺地域魅力創造会議は独自財源を持たないため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-2 実行委員会形式での事業であり、設立時に市が事務局を持つことが協議により決定。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	整合性は満たすが、今後、事業の収益性向上による補助金額の縮減を図るほか、終期の設定を検討。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	190	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8292
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	吉岡温泉活性化事業補助金				
概要	吉岡温泉町または吉岡温泉旅館組合の推薦を受けた者が行う吉岡温泉の活性化に資する事業を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在観光の推進				
創設年度	H15	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	吉岡温泉活性化事業費					
R7予算	1,000千円					
R7予算 積算根拠	吉岡温泉活性化支援事業 2件×1,000千円×1/2			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	2	1,000
				R5	4	905
				R4	3	922
				R3	2	1,000
補助率・補助額	2分の1			上限額	500千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	吉岡温泉町又は吉岡温泉旅館組合の推薦を受けた者
交付要件	まちなみ整備事業、吉岡温泉館一ノ湯の改修事業、広報宣伝事業、空家活用事業
対象経費	補助対象事業に要する経費。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	整合性は満たすが、今後、事業期間の終期について検討を進める。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	191	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8291
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会補助金				
概要	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会の運営費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在型観光の推進				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費
歳出事業名	観光協会等補助金				
R7予算	62,748千円				
R7予算 積算根拠	・人件費：39,863千円 ・事業費、施設管理費、広告宣伝費：9,137千円 ・事務費：1,000千円 ・「鳥取市観光サイト」多言語化支援：12,748千円				過去実績
					件数
					決算額 (千円)
					R6 (見込)
					1
					44,268
					R5
					1
					44,268
					R4
					1
					44,268
					R3
					1
					44,268
補助率・補助額	10/10、1/3				上限額
特定財源	国費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会				
交付要件	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会				
対象経費	人件費、事業費、施設管理費、広告宣伝費、事務費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	22.8%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	×
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				6
評価対象項目数				15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-1 物産事業の損失補填及び不足する人件費財源とするため。 2-5 公益事業の推進や受託を業務の主とする団体であり収益性が低いため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-1雇用されている職員の人件費は実質的に向上しているが本市補助金額を固定化してきているため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	整合性は満たすが、自主財源の確保、協会の取組強化を踏まえ、補助率の見直しを検討する。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	対象経費に人件費が含まれている。補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	192	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8292
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取しゃんしゃん祭振興会補助金				
概要	鳥取しゃんしゃん祭振興会が実施する「鳥取しゃんしゃん祭」の開催費等を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在観光の推進				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	しゃんしゃん祭振興会補助金					
R 7 予算	36,454千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 予算 積算根拠	対象経費 40,956千円（事業費）－4,502千円（補助金以外の収入等）			R 6 (見込)	1	42,171
				R 5	1	26,163
				R 4	1	16,199
				R 3	1	12,867
				補助率・補助額		
特定財源			なし(一般財源、基金繰入のみ)			

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取しゃんしゃん祭振興会				
交付要件	交付対象は鳥取しゃんしゃん祭振興会とする。				
対象経費	委託料、備品購入費、印刷製本費、広告費、工事請負費、報償費、人件費、借上料、消耗品費、手数料、雑役務費その他補助事業の実施に直接必要と認められる経費。				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	事業報告書、出納簿等の提出並びに実地検査で領収書等証憑を確認。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4, 2-5 本市を代表する行事の開催に係る支援であり、鳥取しゃんしゃん祭振興会は独自の財源を持たないため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、今後、事業の収益性向上による補助金額の縮減を図る（10/10補助を継続する以上、事業内容の妥当性を精査し公平性に努めることが必要）
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	対象経費に人件費が含まれている。補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	193	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8292
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	コンベンション開催助成事業補助金(公益財団法人とっとりコンベンションビューロー)				
概要	県外の参加者が参集する大会・集会等の開催に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在観光の推進				
創設年度	H19	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費
歳出事業名	コンベンション誘致支援事業費				
R7予算	5,475千円				
R7予算 積算根拠	コンベンション開催助成事業補助金 5,475千円(見込18件分) ※対象事業の宿泊者数により交付基準額を設定(100千円～4,000千円)				過去実績
					件数
					決算額(千円)
					R6(見込)
					R5
					R4
					R3
補助率・補助額	2分の1				上限額
					設定なし
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	(公財) とっとりコンベンションビューロー				
交付要件	公益財団法人とっとりコンベンションビューロー とする。				
対象経費	会場使用料、会場装飾費、機材借上料、講師等招聘費用、資料等の印刷費、移動用バス等の借上料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、手数料、委託料、広告費、雑役務費その他市長が適当と認めた経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料(対象コンベンション一覧)等で確認す				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	整合性は満たすが、適宜制度（補助率の引き下げなど）の見直しは必要。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	194	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8292
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	市民納涼花火大会事業補助金				
概要	鳥取しゃんしゃん祭振興会及び株式会社新日本海新聞社が実施する市民納涼花火大会の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在観光の推進				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費
歳出事業名	観光イベント開催補助金				
R7予算	6,000千円				
R7予算 積算根拠	市民納涼花火大会事業補助金 対象経費 21,882千円(会場設営費、大会運営費、安全管理費)－15,882千円(補助金以外の収入等)				過去実績
					件数
					決算額 (千円)
					R6 (見込)
					1
					5,000
				R5	1
					2,019
				R4	0
					0
				R3	0
					0
補助率・補助額	10分の10、2分の1				上限額
					設定なし
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	市民納涼花火大会事業を実施する団体				
交付要件	市民納涼花火大会事業であること				
対象経費	会場設営費及び大会運営費並びに安全管理費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 鳥取しゃんしゃん祭と連携した地域活性化を図る事業であり、収益を見込めない公益性の高い事業であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	整合性は満たすが、事業の収益性向上等による補助率引き下げの検討を図るほか、対象経費について継続して検討する。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	195	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8292
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市観光産業育成支援事業補助金				
概要	観光事業者等が行う本市の観光産業育成及び観光振興を図る事業に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在観光の推進				
創設年度	H22	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費
歳出事業名	観光産業育成支援事業費（重点支援地方交付金）				
R7予算	5,000千円				
R7予算 積算根拠	・観光客誘客イベント事業 2件×400千円 ・観光客誘客イベント事業（海水浴場開設関係） 4件×400千円 ・鉱泉源維持管理事業 2件×400千円 ・観光商品開発・販路開拓事業 2件×200千円 ・外国人観光客誘客促進事業 2件×200千円			過去実績	件数 決算額 (千円)
				R6 (見込)	10 3,000
				R5	11 3,000
				R4	8 2,923
				R3	5 2,000
補助率・補助額	2分の1、10分の1、3分の2			上限額	400千円
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	観光事業者等
交付要件	観光事業者等であり、かつ市税等の滞納をしていないもの。
対象経費	観光客誘客イベント事業、鉱泉源維持管理事業、観光商品開発・販路開拓事業、外国人観光客誘客促進事業の実施に要する経費。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 自主財源を持たない事業者もあり、観光産業の発展に取り組む事業者を継続して支援する必要があるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、今後の実績等を踏まえ、適宜制度の見直し（補助率）は必要。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	196	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8291
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取砂丘イリュージョン開催補助金				
概要	鳥取砂丘イリュージョン実行委員会が実施する「鳥取砂丘イリュージョン」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在型観光の推進				
創設年度	H26	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費
歳出事業名	鳥取砂丘イリュージョン開催補助金				
R7予算	7,500千円				
R7予算 積算根拠	鳥取砂丘イリュージョン開催補助金 対象経費 18,428千円(事業費)－10,928千円(市補助金以外の収入等)				過去実績
					件数
					決算額 (千円)
					R6 (見込)
					1
					7,500
					R5
					1
					7,500
					R4
					1
					7,500
					R3
					1
					1,163
補助率・補助額	10分の10				上限額
					設定なし
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取砂丘イリュージョン実行委員会
交付要件	鳥取砂丘イリュージョン実行委員会
対象経費	賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 鳥取砂丘イリュージョンは冬場の砂丘への誘客を促進する事業であるが、収益を見込めない公益性の高い事業であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	CF活用等による財源確保の検討。また、10/10補助を継続する以上、事業内容の妥当性を精査し公平性に努めることが必要。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	197	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8293
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	多鯨ヶ池周辺整備補助金				
概要	多鯨ヶ池活性化委員会が行う多鯨ヶ池周辺整備に要する事業費を補助。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	多鯨ヶ池周辺整備基本構想、第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在型観光の推進				
創設年度	H29	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費
歳出事業名	山陰海岸ジオパーク事業費				
R7予算	11,555千円				
R7予算 積算根拠	1件 11,555千円			過去実績	件数 決算額 (千円)
				R6 (見込)	1 6,377
				R5	1 16,920
				R4	1 9,900
				R3	1 4,937
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし
特定財源	県費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	多鯨ヶ池活性化委員会				
交付要件	多鯨ヶ池活性化委員会が行う多鯨ヶ池を含む鳥取砂丘周辺の魅力向上につながる事業。				
対象経費	賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 鳥取砂丘未来会議で策定した「多鯨ヶ池周辺整備基本構想」の内容に沿った整備事業であり、交付先団体は自己資金や収益事業が無い。 2-8 補助対象事業は令和8年度末で終了予定。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	補助内容の妥当性（補助率10/10）を精査し公平性に努めることが必要。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	令和8年度末までの補助事業。補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	198	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8291
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取砂のルネッサンス活動支援補助金				
概要	鳥取砂のルネッサンス実行委員会の活動費補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在観光の推進				
創設年度	R2	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費
歳出事業名	「砂像のまち鳥取」推進事業費				
R7予算	9,000千円				
R7予算 積算根拠	鳥取砂のルネッサンス運営支援補助金 対象経費 9,450千円－450千円(補助金以外の収入等)				過去実績
					件数
					決算額 (千円)
					R6 (見込)
					1
					9,968
				R5	1
					10,000
				R4	1
					11,876
				R3	1
					5,922
補助率・補助額	10分の10				上限額
					9,000千円
特定財源	その他(地方債、諸収入等)				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取砂のルネッサンス実行委員会
交付要件	鳥取砂のルネッサンス実行委員会が行う、本市の砂像文化醸成を図るための事業。
対象経費	賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告宣伝費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 砂像文化の造成を図る事業であり、収益を見込めない公益性の高い事業であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	CF活用等による財源確保の検討。また、10/10補助を継続する以上、事業内容の妥当性を精査し公平性に努めることが必要。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	199	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8292
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市観光客二次交通運行支援事業補助金				
概要	タクシー事業者に対し、観光客を乗せて観光地等を周遊するタクシー運行等の経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在観光の推進				
創設年度	R2	終期	R8年度までに効果検証のうえ継続の有無を検討		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	周遊観光促進事業費（重点支援地方交付金）					
R7予算	28,590千円					
R7予算 積算根拠	・タクシー運行事業 3,100台×9,100円(上限13,100円－運賃収入4,000円) ・広報に必要な事業 380,000円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	28,410
				R5	1	24,813
				R4	1	11,307
				R3	1	2,991
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取ハイヤー共同組合
交付要件	鳥取ハイヤー共同組合への補助
対象経費	タクシー運行に要した経費、チラシの作成、看板の作成、ホームページの作成、旅行会社等への広報、チケットの作成等の実施に必要な経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-7 運行1台あたりの上限額を設定している。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	県間接補助。整合性は満たすが、県と協議しつつ補助率の検討が必要。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	200	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8292
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市外国人観光客高速バス運行支援事業補助金				
概要	外国人観光客の利用促進や交流人口を拡大させるために行う高速バスの運行に係る経費の補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在観光の推進				
創設年度	H29	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	国際観光推進事業費（重点支援地方交付金）					
R7予算	10,298千円					
R7予算 積算根拠	・大人 3,064人×3,200円（利用区間通常運賃－1,000円） ・小人 261人×1,600円（利用区間通常運賃－500円） ・広報事業費 75,600円			過去実績	件数	決算額 （千円）
				R6 （見込）	4	7,324
				R5	2	4,094
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	日本交通株式会社・日ノ丸自動車株式会社				
交付要件	関西圏からの高速バスを運行する日本交通株式会社、日ノ丸自動車株式会社				
対象経費	外国人観光客の利用者数1人につき、利用区間の通常料金から1,000円（小人500円）を差し引いた額、広報等の実施に必要な経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 インバウンド誘客の施策推進のため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、実績等を踏まえ、適宜制度の見直し（補助率、終期の設定など）は必要。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	201	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8292
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会補助金（まちなか観光推進事業）				
概要	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会が行う鳥取城跡周辺のにぎわいづくり事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在観光の推進				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	まちなか観光推進事業費					
R7予算	2,913千円					
R7予算 積算根拠	まちなか観光推進事業費補助金 2,913千円（積算根拠資料：R7まちなか観光推進事業費補助金予算書）			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	2,913
				R5	1	3,000
				R4	1	3,279
				R3	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会
交付要件	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会であること。
対象経費	鳥取城跡周辺のにぎわいづくり事業に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 鳥取市の観光振興に係る事業運営等を請け負っており、活動の大半を鳥取市の補助金で賄っているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、実績等を踏まえ、適宜制度の見直し（補助率、終期の設定など）は必要。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	202	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8293
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金				
概要	山陰海岸ジオパークを活用した取り組みを行う民間団体等に対し、活動にかかる費用の一部を補助するもの。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在型観光の推進				
創設年度	H26	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費
歳出事業名	山陰海岸ジオパーク事業費				
R7予算	2,800千円				
R7予算 積算根拠	・6件×200千円(上限額) ・4件×400千円(上限額)			過去実績	件数 決算額 (千円)
				R6 (見込)	9 0
				R5	6 1,560
				R4	6 1,123
				R3	6 1,109
補助率・補助額	5分の4			上限額	400千円
特定財源	県費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人等				
交付要件	山陰海岸ジオパークを活用した取り組みを行う者				
対象経費	販売目的で実施する事業で、ジオパークをPRする土産物や飲食品の開発及びその商品のPRに要する経費、その他、産業振興につながる事業に要する経費等				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 自治会やガイド団体など小規模で自己資金の無い団体が活用しやすいよう補助率等を定めているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	県間接補助。県の動向も踏まえながら、補助率の検討が必要（事業内容の妥当性を精査し公平性に努めることが必要）
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	203	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8293
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取砂丘宿泊学習等推進補助金				
概要	保育園、幼稚園、小学校、中学校、青少年の健全育成に資する社会教育団体が鳥取砂丘で行う宿泊学習等の減免額を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在観光の推進				
創設年度	R6	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	砂丘管理事業費					
R7予算	5,000千円					
R7予算 積算根拠	(一般料金－割引後料金) × 年間利用見込人数			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1133	1,975
				R5	0	0
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	株式会社ヤマタ鳥取砂丘ステーション
交付要件	株式会社ヤマタ鳥取砂丘ステーションが、宿泊学習等の推進の為に実施する市内等の幼稚園・保育園、小学校、中学校、社会教育関係団体等へのゲストハウス、フリーサイトキャンプ利用料の減免に対し正規料金との差額を補助。
対象経費	市内小学校や社会教育関係団体の宿泊料金等を割引した差額を対象とする。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 市議会、社会教育関係団体より宿泊料金について従前からの利用者の負担増とならないように配慮するよう要望があったため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適合性は満たすが、実績を踏まえて制度の見直しを図ることが必要。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	204	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8291
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	ONSENガストロノミーウォーキング開催支援補助金				
概要	ONSENガストロノミーウォーキング鳥取市開催実行委員会が実施するONSENガストロノミーウォーキングイベントの開催費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在観光の推進				
創設年度	R5	終期	R7年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	文化芸術観光創造事業費					
R 7 予算	2,313千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 予算 積算根拠	対象経費 2,313千円			R 6 (見込)	1	2,313
				R 5	1	2,313
				R 4	0	0
				R 3	0	0
				補助率・補助額		
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	ONSENガストロノミーウォーキング鳥取市開催実行委員会				
交付要件	ONSENガストロノミーツーリズム機構が推進するウォーキングイベントを本市で開催する際の地元実行組織であること。				
対象経費	報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金、その他補助事業の実施に市長が必要と認める経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 認知度向上及び地域活性化事業で収益性が低い事業のため
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	R7年度末で廃止（運営コストの低減を図る。また、10/10補助とする以上、事業内容の妥当性を精査し公平性に努めることが必要）
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	令和7年度末で廃止。補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	205	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857 - 30-8292
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	麒麟のまち和太鼓の祭典事業補助金				
概要	一般社団法人鳥取市教育福祉振興会が実施する「麒麟のまち和太鼓の祭典」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在観光の推進				
創設年度	H29	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費
歳出事業名	観光イベント開催補助金				
R7予算	400千円				
R7予算 積算根拠	麒麟のまち和太鼓の祭典事業補助金 対象経費 1,168千円(事業費)－768千円(補助金以外の収入等)				過去実績
					件数
					決算額 (千円)
					R6 (見込)
					R5
					R4
					R3
補助率・補助額	5分の4				上限額
					400千円
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	麒麟のまち和太鼓の祭典事業を実施する団体				
交付要件	麒麟のまち和太鼓の祭典事業であること。				
対象経費	通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、保険料、謝金、手数料、食糧費、使用料及び賃借料、その他補助事業の実施に直接必要と認められる経費。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 鳥取しゃんしゃん祭と連携した地域活性化を図る事業であり、収益を見込めない公益性の高い事業であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	整合性は満たすが、事業の収益性向上等による補助率引き下げの検討を図るほか、対象経費について継続して検討する。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	206	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857 - 30-8292
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取三十二万石お城まつり事業補助金				
概要	鳥取三十二万石お城まつり実行委員会が実施する「鳥取三十二万石お城まつり」の開催費補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在観光の推進				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	観光イベント開催補助金					
R 7 予算	3,200千円					
R 7 予算 積算根拠	鳥取三十二万石お城まつり事業補助金 対象経費 4,840千円(事業費)－1,640千円(補助金以外の収入等)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	1	3,200
				R 5	1	3,200
				R 4	1	3,200
				R 3	1	1,437
補助率・補助額		10分の10		上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取三十二万石お城まつり実行委員会				
交付要件	鳥取三十二万石お城まつり事業であること				
対象経費	補助対象事業に要する会場設営費、広報部会費、イベント部会費、出店部会費及び本部費。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 鳥取城跡を中心としたまちなか滞在観光の施策推進のため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-1 独自財源を持たないため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	整合性は満たすが、事業の収益性向上等による補助率引き下げの検討を図るほか、対象経費について継続して検討する。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	207	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8292
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	コンベンション開催支援事業補助金(一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会)				
概要	県外の参加者が参集する大会・集会等の開催に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在観光の推進				
創設年度	H23	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	コンベンション誘致支援事業費					
R 7 予算	2,000千円					
R 7 予算 積算根拠	コンベンション開催支援事業補助金 2,000千円(年間27件見込) ※対象事業ごとの宿泊者数により、1件あたりの補助上限を額を設定(25千円～100千円)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	26	2,000
				R 5	26	1,926
				R 4	12	826
				R 3	7	395
補助率・補助額		10分の10		上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	(一社) 鳥取市観光コンベンション協会				
交付要件	一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会とする。				
対象経費	会場使用料、会場装飾費、機材借上料、講師等招聘費用、資料等の印刷費、移動用バス等の借上料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、手数料、委託料、広告費、雑役務費その他市長が適当と認めた経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料(対象コンベンション一覧)等で確認す				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 対象事業ごとの宿泊者数により、1件あたりの補助上限を額を設定している。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	整合性は満たすが、適宜制度（補助率の引き下げなど）の見直しは必要。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	208	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8292
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	吉岡温泉ホテルまつり事業補助金				
概要	吉岡温泉ホテルまつり実行委員会が実施する「吉岡温泉ホテルまつり」の開催費を補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在観光の推進				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費			
歳出事業名	吉岡温泉活性化事業費							
R 7 予算	350千円			過去実績	件数	決算額 (千円)		
R 7 予算 積算根拠	吉岡温泉ホテルまつり 350千円			R 6 (見込)	1	350		
				R 5	1	130		
				R 4	1	83		
				R 3	1	180		
				補助率・補助額			2分の1	
補助率・補助額			2分の1			上限額	350千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)							

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	吉岡温泉ホテルまつり実行委員会				
交付要件	交付の対象となる事業は、吉岡温泉ホテルまつりとする。				
対象経費	イベント運営に係る経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	整合性は満たすが、今後、事業期間の終期について検討を進める。
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	209	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8291
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	雨滝公衆トイレ及び周辺環境整備事業補助金				
概要	雨滝公衆トイレ及び周辺環境の上質化を図り、観光地の魅力発信及び誘客促進につながる事業に対する補助。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在型観光の推進				
創設年度	R7	終期	R8年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名		観光地施設整備事業費				
R 7 予算	19,984千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 予算 積算根拠	雨滝公衆トイレ整備 ・ 取水設備整備 14,811千円 ・ トイレ整備設計業務 5,173千円			R 6 (見込)	0	0
				R 5	0	0
				R 4	0	0
				R 3	0	0
				補助率・補助額		
特定財源		その他(地方債、諸収入等)				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	各自治会及び関係団体				
交付要件	観光地施設及び周辺環境を維持管理する自治会及び団体				
対象経費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 自主財源を持たない事業者の支援のため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	R8年度末までの事業。整合性は満たすが、10/10補助とする以上、事業内容の妥当性を精査し公平性に努めることが必要。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	210	担当課	観光・ジオパーク推進課	外線	0857-30-8292
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市インバウンド受入環境整備事業補助金				
概要	観光事業者等がインバウンド対応のために取り組む受入環境整備等に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2202）滞在観光の推進				
創設年度	R7	終期	R7年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	商工費	項	商工費	目	観光費	
歳出事業名	国際観光推進事業費（重点支援地方交付金）					
R 7 予算	5,000千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 予算 積算根拠	・案内看板や音声案内等の多言語化 2件×200千円 ・多言語翻訳システム機器の購入及び設置 3件×200千円 ・外国人観光客の受入対応に係る人材育成 2件×200千円 ・ホームページやパンフレット等の多言語化 3件×300千円 ・キャッシュレス、予約受付システム等各種デジタル化整備 3件×300千円 ・ハラル、ヴィーガン、ベジタリアン等向け食事メニューの開発 6件×300千円			R 6 (見込)	0	0
				R 5	0	0
				R 4	0	0
				R 3	0	0
				補助率・補助額	5分の4	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	観光事業者等
交付要件	観光事業者等であり、かつ市税等の滞納をしていないもの。
対象経費	報償金、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料、保険料、委託料、使用料及び借上料、工事請負費、原材料費、備品購入費、研修費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	インバウンド対応のために取り組む受入環境整備等に特化する内容。R7年度末で廃止予定。
審査／行財政改革課	適切
意見	令和7年度末で廃止予定。